

多機能型事業所について

- 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行う（2つの事業所で行う）ことをいう。
- ※ 児童福祉法に基づく「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」を行う場合も多機能型事業所になります。
- 多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定となる。

【多機能型事業所の指定要件】

- ① 利用定員（規模）
 - ア 多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること
 - イ 事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・・・6人以上
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・10人以上
- ② サービス提供職員の配置
多機能型として実施する事業の利用者の数の合計が20人未満である場合に限り、実施する事業の種類ごとに、利用者の数に応じて配置すべき従業者に係る常勤の規定は課さず、多機能型としての事業所に従事する従業者のうち1人以上を常勤とすることで、その他の従業者については兼務することが可能。
- ③ サービス管理責任者の配置
各障がい福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず
 - ア 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は1人以上
 - イ 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は1人に60人を超えて40人を増す毎に1人を加えた数以上とする
- ④ 設備
相談室、洗面所、便所及び多目的室等は、サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能。

出所：大阪府障がい福祉サービス事業者等指定申請の手引きより抜粋

多機能等の定員規模別単価の取扱いについて

- ① 療養介護、生活介護、児童デイサービス、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。
- ② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）又は複数の昼間実施サービス（指定障害者支援施設基準第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。）を実施する指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。
- ③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型指定児童デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童デイサービス事業所」という。）の事業を行うものであって、指定障害者福祉サービス基準第215条第1項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童デイサービス事業所に係る利用定員と当該多機能型指定児童デイサービスに係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じた報酬を算定するものとする。

出所：障発第1031001号（平成18年10月31日）より抜粋

多機能型事業所または複数単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数をコードで設定する。ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。

生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算

施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・就労移行支援体制加算

就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算

就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分（加算）」には、以下の内容をコードで設定する。

○生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・各サービス種類の単位毎の利用定員

○就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分（加算）」が同一の場合、「多機能型等定員区分（加算）」は設定しない。

設定例

複数サービス種類の利用定員の合計数に応じた区分を設定

サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた区分を設定

事業所	サービス種類	利用定員数	定員区分	多機能型等定員区分（加算）
多機能型事業所の場合	生活介護	10人	61人以上80人以下	20人以下
	就労移行支援	10人	61人以上80人以下	設定しない
	就労継続支援A型	25人	61人以上80人以下	21人以上40人以下
	就労継続支援B型	35人	61人以上80人以下	21人以上40人以下
多機能型事業所ではない場合	生活介護	10人	20人以下	設定しない

出所：障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書（厚生労働省）

（3）インタフェース仕様書（都道府県編）（36-37）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174643_00002.html